

令和4年10月12日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市指定特定非営利活動法人審査会
会長 谷本 有美子



指定特定非営利活動法人に係る審査について（答申）

令和4年9月14日付け4川市市第641号で諮問のありました指定特定非営利活動法人に係る審査については、別紙のとおり答申します。



1 指定の申出について

次の法人については、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する基準に適合すると認めるのが相当である。

申出のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和4年 7月25日	特定非営利活動法人 療育ねっとわーく川崎	江川 文誠	川崎市多摩区登戸2981	この法人は、障害のある人とその家族が地域でいきいきと豊かに暮らせるように、障害のある人と家族を支援する活動をおこなうとともに、障害のある人に関わる多くの人と手をつなぎ、地域社会の理解をひろげる活動をすることで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 更新の申出について

次の法人については、基準条例第8条第2項において準用する同条例第4条第1項に規定する基準に適合すると認めるのが相当である。

申出のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和4年 7月28日	特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター	村尾 泰弘	神奈川県横浜市 神奈川区鶴屋町 二丁目24番地の2	本センターは、ボランティア活動により、犯罪等の被害者及びその家族・遺族（以下「被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。